

1 施設の概要

法人名	社会福祉法人 未萌会							
施設の種類	幼保連携型認定こども園							
施設の名称	チェリーこども園							
所在地	青森県三戸郡南部町大字下名久井字八森16-1							
電話・FAX	電話 0178-51-8585 FAX 0178-51-8686							
園長名	村田 学風							
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号定員	/			15名			15名
	2号定員				75名			75名
	3号定員	15名	40名		/			55名
	合計							

2 当施設で実施している事業

- (1) 幼保連携型認定こども園
- (2) 一時預かり事業（1号認定・幼稚園型）
- (3) 一時預かり事業（一般型）
- (4) 延長保育事業
- (5) 療育支援事業(障害児保育)
- (6) 地域子育て支援センター事業
- (7) 放課後健全育成事業(学童保育) 名川なかよしクラブ、剣吉なかよしクラブ

3 敷地・建物の概要

敷地	敷地全体	8,008.05	m ²
	園庭	約500	m ²
園舎	構造	木造平屋建	
	延床面積	1,014.00	m ²

4 職員配置

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
副主幹保育教諭	1	1		
保育教諭	17	9	7	
保育士	1		1	
子育て支援員 (保育補助)	4	3	1	
栄養教諭	1	1		
調理員	3	1	2	
看護師	1	1		
事務員	1	1		
計	32	20	11	

5 開園日・休園日及び教育・保育の提供時間等

(1) 開園日 4月1日～3月31日

(2) 休園日 1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもともに、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月31日から1月3日)とする。
ただし、通常の教育・保育等は12月28日までとし、12月29日及び30日に関しては、保護者が就労のため保育が必要な子どものみ、教育・保育を行う期間とする。

(3) 開園時間 7時～19時(18時～19時は延長保育)

(4) 学年 本園の学年は、4月1日から始まり、翌年の3月31日までとなります。

(5) 1号認定(教育標準時間認定)

曜日	月曜日～金曜日
時間	9時～14時(5時間)
学期	① 1学期 4月1日～7月31日 ② 2学期 8月1日～12月30日 ③ 3学期 1月4日～3月31日
その他	7時から9時及び14時から19時の開園時間内で、一時預かり(1号認定・幼稚園型)を利用できます。 土曜日は、開園時間内で一時預かり(幼稚園型)をご利用いただけます。

(6) 2号認定・3号認定(保育認定)

曜日	月曜日～土曜日
時間	【保育標準時間認定(11時間)】 7時から18時の範囲内となります。 18時から19時の開園時間内は延長保育となります。 【保育短時間認定の方(8時間)】 8時から16時の範囲内となります。 7時から8時及び16時から19時の開園時間内は延長保育となります。

6 給食等について

提供方法	自園調理・・・栄養教諭がメニューの作成、調理しています。			
提供時間	年齢	午前間食	昼食	午後間食
	0・1・2歳児	9時00分頃	11時30分頃	15時頃
	3・4・5歳児		12時頃	15時頃
アレルギー等の対応	アレルギー対応マニュアルに基づく対応(食事等の提供)をしております。 アレルギー等で食べられないものがありましたら事前にご連絡下さい。 ご相談の上、アレルギー除去食・代替食等の提供をします。			
献立表	前月の末日に、翌月の献立表を配布しております。			
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・集団給食施設届出を八戸保健所に届出済みです。 ・水質検査を毎年実施しています。 ・給食担当及び調乳を行う保育教諭等は、毎月検便等検査を実施しています。 			

7 施設の目的及び運営方針

- (1) 幼保連携型認定こども園チェリーこども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努める。
- (3) 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえて教育と保育を一体的に行うものとする。
- (4) 安全・安心、そして安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と身体が育つよう総合的な教育・保育を行う。
- (5) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材、社会資源等の活用を図りながら保護者が子育てを自ら実践する保育力の向上の支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (6) 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、施設の運営を行うものとする。

8 利用の開始、終了及び休園、転園について

(1) 利用の開始

- ①1号認定子どもについての入園は、原則として先着順によりますが、申し込みが多数の場合は兄弟が通園している家庭、次に学区内に居住している家庭を優先考慮し選考を行います。
- ②2号認定子ども及び3号認定子どもについては、市町村の利用調整を経て、園長が決定します。
- ③在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定します。

(2) 利用の終了

- ①1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- ②1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもの世帯が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- ④園児の退園、休園、転園に際しては、届け出があったとき。休園事由によっては関係機関に必要な情報を継続し、園児の円滑な再登園に配慮をします。

9 緊急時における対応

教育・保育の提供中に健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに事前に指定された緊急連絡先に連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。保護者と連絡がとれない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園の判断により医療機関を受診する等の対応をしますのでご了承下さい。

10 健康診断等について

(1) 内科健診・歯科検診

年2回、内科学校医と歯科学校医による健診を実施します。
結果については、児童票(成長の記録)への記載及び保護者の方へお知らせします。

(2) 学校薬剤師

年複数回、薬剤師による環境衛生診断を行います。

(3) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を実施しています。
結果については、児童票(成長の記録)への記載及び保護者の方へお知らせします。

(4) 嘱託医・学校薬剤師

種 別	所 属・氏 名等
内 科	南部町医療センター 院長 石田 哲平
歯 科	イナムラ歯科医院 院長 稲村 裕之
薬剤師	サンケア南部薬局 局長 桜田 将太

11 非常災害時の対策

消防計画等	提出先	三戸消防署名川分署	提出日	毎年 4月
	防火管理者	氏 名 神 麻美		
避難・消火訓練	火災・地震を想定した避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施します。			
避難場所	第1避難場所	スパーク名川	第2避難場所	下名久井公民館
防災設備	①自動火災報知機 ②ガス漏れ報知器 ③非常警報装置 ④消火器 ⑤誘導灯 ⑥煙感知器 ⑦ 災害時用備蓄品等 ・ 停電用発電機一式 ・ 備蓄食料(米、小麦粉、乾麺類、缶詰、菓子、飲料水等) ⇒130名の児童が、約3日間施設内で生活できる分を想定しています。 ・ 携帯ラジオ ・ 非常用ランタン及びLEDライト一式			

12 要望・苦情・相談に関する窓口

受付担当者	副園長 西館 一世	電話	0178-51-8585
解決責任者	園長 村田 学風		
第三者委員	南部町上名久井 四戸 美代子	電話	080-6038-0804
第三者委員	南部町大向 上平 昭市	電話	0179-23-5230

13 賠償責任保険について

加入先	公益社団法人 全国保育園連盟 青森県児童福祉施設職員共済会
保険の種類	保育園賠償責任保険(大型セット)
補償額	1事故10億円(1名 2億円)

14 利用料金

(1) 保育料(教育・保育に係る利用者負担金)

支給認定を受けた市町村が定める保育料を、当園にお支払いいただきます。

1号認定子どもは市町村が定める利用者負担金の他に、当園が定める一時預かり料金及び給食費をお支払いいただきます。

(2) その他の利用料

上記(1)の保育料のほか、「利用料金表」に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。

「利用料金表」

項目	金額	内容
保育料 (利用者負担)	児童が居住する市町村が定める額	① 認定を受けた時間内で行う教育・保育に係る費用
一時預かり料金	1時間 100 円 ※1号認定子どもの場合は月の上限を3,000円とする。	1号認定子どもが教育標準時間(9時~14時)を越えて利用する時間。 ※7時から9時、14時から19時の開園時間内
給食費	1食 180 円 ※1号認定子どもの場合	①1食単価は、1号認定子どもが対象です。 ②2号認定の場合は、食事無償化対象者は無料対象外の方は、月4,500円となります。 ③3歳以上児の主食(米)は、父母の会での徴収となります。

(3) 支払い期日及び支払い方法等

翌月15日までに請求書を配布いたしますので、月末日までに市町村が定めた保育料(利用者負担金)を当園にお持ちいただくか、振込み又は窓口支払いでお支払いいただくこととなります。